別紙（第３条第２項関係）

メール又はファクシミリによる写しの交付を行う公文書について

　第３条第２項の規定により、メール又はファクシミリによる写しの交付を行うことができる公文書は、次のとおりとする。

　ただし、以下に記載する条件を満たさない公文書について、担当所属がメール又はファクシミリにより交付することを禁ずる趣旨ではない。

（１）メール

|  |  |
| --- | --- |
| 文　書　名 | 担当所属 |
| 金入り設計書及び入札公告資料等 | 各発注所属（財産有効活用課、環境森林部所属、県土整備部所属、教育委員会管理課、各県立学校） |
| 診療所、歯科診療所、助産所、歯科技工所一覧 | 医務課、各保健福祉事務所  （各管内の情報） |
| 薬局機能情報（基本情報）データ | 薬務課 |
| 薬局開設許可業者一覧 | 薬務課、各保健福祉事務所  （各管内の情報） |
| 医薬品等（医薬品、医薬部外品、化粧品又 は医療機器）製造販売業許可業者一覧〔薬 局製造販売医薬品の製造販売業以外〕 | 薬務課 |
| 医薬品等（医薬品、医薬部外品、化粧品又 は医療機器）製造業許可業者一覧〔薬局製 造販売医薬品の製造販売業以外〕 | 薬務課 |
| 医薬品販売業許可業者一覧  （店舗販売業、卸売販売業） | 薬務課、各保健福祉事務所  （各管内の情報） |
| 医薬品販売業許可業者一覧  （配置販売業、既存配置販売業） | 薬務課 |
| 高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可業 者一覧 | 薬務課、各保健福祉事務所  （各管内の情報） |

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機器修理業許可業者一覧 | 薬務課 |
| 群馬県毒物劇物取扱者試験問題及び正答 | 薬務課 |
| 食品営業許可施設、旅館業許可施設、公衆浴場業許可施設、興行場営業許可施設、理・美容所構造設備確認証交付施設及びクリーニング所構造設備確認証交付施設の一覧 | 各保健福祉事務所  （各管内の情報） |
| 柔道整復及びあはき施術所の一覧 | 各保健福祉事務所  （各管内の情報） |
| 第一種動物取扱業者登録簿 | 動物愛護センター |
| 施設別工場・事業場リスト（ばい煙発生施 設）、ばい煙発生施設リスト | 環境保全課 |
| 県知事許可　建設業許可業者一覧、群馬県解体工事業登録業者一覧 | 建設企画課 |
| 県管理道区域決定・変更、供用開始等にかかる縦覧図面（位置図、平面図等） | 道路管理課、各土木事務所  （各管内の情報） |
| 都市計画図書（計画書、総括図、計画図） | 都市計画課 |
| 県知事許可　宅地建物取引業者名簿 | 住宅政策課 |
| 資産等報告書、資産等補充報告書、所得等 報告書、関連会社等報告書 | 議会事務局総務課 |
| 政治団体一覧表 | 選挙管理委員会 |

（２）ファクシミリ

　　第３条第１項に該当する公文書のうち、次の条件を全て満たす公文書

　　ア　公文書が製本されていないこと。

　　イ　公文書がファックス可能な大きさであること。

　　ウ　公文書の印字がファクシミリ送信しても判読できること。

　　エ　写しの交付を求める公文書が８枚以下であること。